

陳情第170号	受理年月日	令和2年3月16日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	県史跡に指定された城野遺跡にふさわしい市民に親しまれる史跡広場の実現について	
要旨	<p>3月13日、城野遺跡の九州最大級の方形周溝墓が県史跡に指定された。北九州市の古墳時代より古い県指定の史跡は、重留遺跡に続き2件目となる。</p> <p>文化財は我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である。今回の県史跡指定により城野遺跡の方形周溝墓が文化財として大切に保存されることはもちろん、現在計画されている史跡広場は県史跡指定の理由となった城野遺跡と周辺の遺跡の評価がわかりやすく伝わるよう整備されることが求められる。</p> <p>方形周溝墓は県史跡に指定される可能性が高かったにもかかわらず、市が最小限の土地しか購入しなかったため、昨年2月には方形周溝墓が損傷し、そして今回は方形周溝墓の存在感や景観を台なしにする高さ32メートルの10階建てマンションが史跡広場の隣接地に建築されるという事態を招いた。史跡広場が狭ければ、このようなリスクが十分予想できたのに、市が最小限の土地しか購入しなかったのはなぜなのか。</p> <p>また、県史跡に指定された方形周溝墓は、埋蔵文化財センターに展示公開されている幼児の箱式石棺2基と一体のものである。現在、市が進めている埋蔵文化財センター基本計画は、この石棺を更に八幡市民会館へと遠ざけ、県史跡となる方形周溝墓を台なしにするものである。一旦計画を中止し、現在の埋蔵文化財センターが原始、古代の歴史の語り部として、この地域の価値と魅力を発信している役割等もあわせて総合的に検討してほしい。36年間培われた利便性や機能性を合理的な必要性もないまま、移転、解体し、跡地を売却すれば、その損失ははかり知れず、取り返しがつかない。</p> <p>北九州市で発見された貴重な遺跡が開発によりことごとく破壊されてきたのは、市民のかけがえのない歴史遺産を守り、後世に語り継ぐ埋蔵</p>	

(続 く)

文化財行政がないがしろにされてきた結果ではないだろうか。

市民、特に子供たちが貴重な遺跡に刻まれた歴史を知ることは、先祖代々続く地域への理解を深め、郷土愛にもつながる。

今回、城野遺跡は、古墳時代より前の遺跡としては、北九州市で2つ目の県指定の史跡となる。これを機に、歴史と文化を大切にすまちづくりを進めるため、下記のとおり措置していただきたい。

記

- 1 県史跡指定の理由となった城野遺跡と周辺の遺跡の評価がわかりやすく伝わり、市民に親しまれる史跡広場にすること。
- 2 方形周溝墓の損壊を招くほどの最小限の土地しか購入しなかった経緯と理由を明らかにすること。
- 3 史跡広場の隣接地に建設予定のマンションが、史跡広場の存在感や景観をできるだけ損なわないよう建築主に要請すること。
- 4 埋蔵文化財センターの基本計画は一旦中止し、現在地で果たしている埋蔵文化財センターの役割等を総合的に検討すること。